

■マスク処理した画像の問題

海外のポルノ写真やポルノビデオ等を我が国でも販売可能とするために、我が国の法律では許されていない部分を黒く塗りつぶしたり、ぼかしたりする等の処置がとられます。これをマスク処理と呼びます。

インターネットで配布される画像や映像でも同様の処置がとられます。一方、インターネットでの画像や映像はデジタルデータです。そこで、マスク処理した部分を除去して元の画像・映像に復元するツールを別ルートで配布し、マスク処理した画像・映像データを頒布するポルノ業者もいます。

「画像・映像データにマスクをかけているから構わないのではないか」と考える向きもありますが、復元するツールが出回っている以上、いわば「布で覆いを掛けたわいせつ画像を街頭で展示するようなものだ」と捉える意見の方が多勢です。覆いを掛けてはいるが、簡単に外せるからです。

平成9年12月15日岡山地裁判決では、「マスク処理された画像が、閲覧する多くの者にとって、簡単な作業で容易にマスクを除去し、画像復元できることが閲覧しようとする多くの人に周知されている場合は、マスクがかけられていないものと同視することができる」としています。

画像処理ソフトを使えば簡単に復元できるFLマスク処理やQ0マスク処理をかけてホームページに掲載した会社員は、平成10年福岡地裁で有罪判決。大阪地裁、東京地裁でも同様の事件で有罪判決が言い渡されています。ツールを使えば簡単に外せるマスクは「ないも同然」という考え方が多勢です。

